

独立行政法人 空港周辺整備機構の中期目標（6期）

1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こしたことから、国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。

福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に空港周辺が市街化されているため、騒防法により、計画的な周辺地域の整備を行う周辺整備空港に指定されており、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を着実に実施する役割を担っている。

環境対策事業の実施にあたり、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた結果、機構は、長年にわたり事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、関係自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。また、地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者の能力を最大限に活かした地域に根ざした事業実施体制を構築している。

一方、住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要であり、申請者の高齢化に伴い、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症後の働き方の変化や、デジタル化へ対応した取組を行う必要がある。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

令和7年3月には滑走路増設事業が完了したことから、今後、機構の廃止を見据え

ながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげる必要がある。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構が廃止されるまでの間、これらの環境に応じた業務運営を行うとともに、運営権者へ確実に環境対策事業の承継を行う。

(別添 1) 政策体系図

(別添 2) 法人の使命等と目標の関係

2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、令和 4 年 3 月 2 日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、騒防法に基づく再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業の 4 つとする。

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設^{※1}」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、法定計画である福岡空港周辺整備計画に基づき、地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組み、郵便集配施設・郵便局、ホームセンターなどの騒音斉合施設を整備し、地域の活性化に繋がっている。

今後も事業の健全性を維持するため賃借料の安定的な確保を図ること。

また、騒音斉合施設の適切な維持管理等を行うほか、保全情報や修繕記録データの更新を進めるとともに契約情報等の業務資料を整理し、運営権者と協議等を通じて、電子化により円滑に移管を行うこと。

※ 1 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
(前中期目標期間実績^{※2} 全施設月 1 回の点検実施)
 - ・ 全賃借人との情報交換のための面談等の実施 年 1 回以上
(前中期目標期間実績^{※2} 全賃借人との面談等 年 1 回以上実施)
- ※2 前中期目標期間実績：令和 5 年度から令和 7 年度までの実績

<指標の考え方>

- ・ 定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いの的確な把握を行い、対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 全賃借人との情報交換のための面談等については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられること、また、承継に向けて、円滑に運営権者が賃借人と交渉を行える環境づくりが必要であることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器に関して 10 年以上経過し故障したものへの更新工事に対する助成を行う事業である。また、県市町が独自に実施する住宅騒音防止対策事業費補助金交付業務についても機構で取り纏め等を行っている。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域見直しにあたっては、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動に取り組むことに加え、申請者が増加することを想定した業務体制の確保及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

【指標】

- ・ 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内
(前中期目標期間目標値 処理日数 60 日以内)

<指標の考え方>

- ・ 更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、今後、

騒音対策区域見直しに伴い申請者が増加することを想定してなお、前中期目標期間と同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しにあたっては、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動に取り組むことに加え、申請者が増加することを想定した業務体制の確保及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
(前中期目標期間目標値 原則処理日数 270 日以内)

<指標の考え方>

- ・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることに加え、今後、騒音対策区域見直しに伴い申請者が増加することを想定してなお、前中期目標期間と同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備及び管理を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、地域住民の意見を把

握しながら、事業を着実に推進していくこと。

4. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、騒音対策区域見直しや機構廃止、運営権者への事業承継に向けた取組による業務増にも留意しつつ、デジタル技術の利活用や業務の標準化も含めた更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

④ 契約の適正化・調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

(2) デジタル化の推進

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に

則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、機構廃止までの間、既存の情報システムの効果的な活用による業務の効率化を図るとともに、運営権者との協議等で収集したニーズを踏まえた文書の電子化及びデータベース化をすすめ、円滑な移管を行うこと。

5. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

6. その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達・情報共有、人材育成及び職員のモチベーション維持・向上等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするた

めの広報の充実に努めること。

また、国及び運営権者と連携を図りながら、騒音対策区域見直しの進捗状況や結果も踏まえたうえで、機構廃止と運営権者への事業承継についても適切に情報発信を行うこと。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

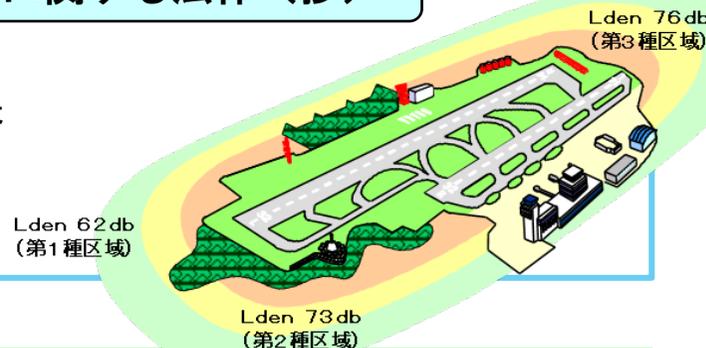
国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上の文書の電子化やデータベース化に取り組みながら、事業承継に影響を及ぼさないよう、承継に向けた準備を着実に進めること。また、機構の廃止及び運営権者との協議に向けて課題や具体的な取組等をまとめた「機構廃止に向けた全体計画」を策定した上で、同計画に基づき、運営権者との協議等を通じて、円滑に環境対策事業の承継を行うこと。

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化し、承継するとともに公表すること。

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（抄）

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。



空港周辺整備機構が果たすべき役割

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港(福岡空港)の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。(騒防法第20条)

住宅騒音防止対策事業

第1種区域指定の際に存在した住宅について、障害軽減に資する防音工事や防音工事で設置したエアコン等の故障に伴う更新費用を助成する。

移転補償事業

第2種区域指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請があれば、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う。

緑地造成事業

第3種区域において、移転補償事業により取得した土地を対象に、造成工事や植栽工事などを実施し、緑地帯を整備及び管理することによって、騒音の軽減及び生活環境の改善を図る。

再開発整備事業

移転補償事業により国が取得した土地を、当機構が有償で借受け、周辺生活環境へ配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設(駐車場、倉庫、物販施設など)

(使命)

福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生じる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資する環境対策事業を着実に実施し、運営権者(FIAC)が円滑に環境対策を実施できるように承継に向けた取り組みを行うことにより、安定的な空港運営の継続につなげる。

(現状・課題)

◆強み

- 長年にわたり数多くの環境対策事業を実施し豊富なノウハウを蓄積
- 地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者による能力を最大限に活かすことができる事業体制を構築

◆弱み・課題

- 住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要
- 増設滑走路供用開始に伴う騒音対策区域見直しへの対応や運営権者への円滑な環境対策事業の承継及び機構廃止に向けた対応

(環境変化)

- 申請者が高齢化しており、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が必要
- 増設滑走路供用開始に伴う騒音対策区域見直しが予定されており、国や自治体等と協調した丁寧な広報活動と、騒音対策区域の見直しにより申請者が増加するケースを考慮した業務体制の見直しや事務処理の効率化が必要
- 機構の存続期間を踏まえた、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組が必要

(中期目標)

- 騒音対策区域の見直しに伴うものを含めた環境対策事業の着実な実施及び運営権者への確実な承継
- 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けたデータベース化の推進、運営権者との協議に向けた計画的な取り組みの実施